

(2) 市の事業の企画・運営・実施状況(仕様書内)

項目		具体的な取組み	目標	令和元年度の実施状況	令和元年度 の評価 (20段階評価)	令和2年度の実施状況	令和2年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和2年度 の評価 (20段階)
1 児童発達支援事業について								
①	グループ療育の実施	月～金までの午前中に、グループ(1グループあたり4人～10人)に分けて指導。	子どもの発達状態に合わせグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、人間関係や生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う。	・212日実施 ・延べ児童数1,346人 ・午前中5Gに分けて実施。 前期・後期とは5グループ(1グループ6から10名) 一時期6グループの時期あり	19	・204日実施(うち25日宣言下での電話対応) ・延べ児童数812人(うち65人宣言下での電話対応) ・午前中に親子G療育実施 各G4～7名で編成 □	発達や年齢・障がい等を考慮してG編成し、一人ひとりに応じた療育により児に応じた発達を促すための基礎的な力を育てている。児の要求に向き合い、出来ることの発見やコミュニケーションの手がかりを見つける場・関わり方を知る場としての役割も担っている。児の困り感や気になることを、個別的な視点で職員と一緒に手立てを考えていくことを大切に、保護者が子育てに自信を持つことを目標にしている。 特徴に合わせ療育を実施。親子療育は障がいや発達のつまづきを共通理解する時間と捉え、家庭での様子を聞き保護者のニーズを常に把握、同じ悩みを持つ保護者同士交流し、気持ちが分かり合える仲間作りの場となっている。 コロナ下での事業停止中は、電話連絡を週1回以上行い児と保護者の様子を確認し家庭療育へのアドバイスを実施。再開後は対策として通常2Gを1Gに減らし、状況に応じて部屋を分けて親子療育を実施。このため実施日が減少。使用するものは色分けして個人利用のみとし太鼓のばちなどは交代のたびに消毒をするなど遊具の共有を避け、療育終了後には環境消毒を実施。人数制限により児同士や保護者間の交流は減るが、その分職員との個別懇談とG懇談の時間を設け感染対策したうえで交流し対応。年少児の親子Gは昨年度後期に療育に繋がった児に半期実施。児の成長や様子の変化、対象児の増加に伴い10月にはG編成を見直し。	19
②	個別療育の実施	月～金の午後より、1対1の個別指導と担当職員が1対1で対応するミニG指導を行う。	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う。	・183日実施 ・延べ児童数1,503人 ・週1回の個別指導	18	・189日実施(うち25日宣言下での電話対応) ・延べ児童数 1,850人(うち291人宣言下での電話対応) ・週1回の個別指導	保護者ニーズを踏まえて個別支援計画を作成し適切に実施。課題に応じた遊びや活動を通じ、職員との関わりを中心に発達を促す指導を実施。指導後に、指導中の子どもの気づきや、成長を伝えると共に年齢に応じた必要な情報を提供し親の安心に繋がれた。ニーズの多様さ、年齢における課題や、発達の特性を考慮した知識を学びながら療育を実施。コロナ下での事業停止中は週1回以上電話連絡し児と保護者の様子を確認し家庭療育へのアドバイスを実施。安定した家庭が多かったが、電話をもらえて安心した保護者も多かった。電話の際不安定な保護者があり家庭相談へと繋がれた。再開後は対策として検温・手指消毒・環境消毒(1日3回以上)を保護者の理解を得て徹底した。療育の際は、使用するものを個人で限定し、共有を避けた。粘土遊びは個人で使用して持ち帰り、水遊びや泥遊びは距離を開けて行う等工夫。 発達支援全体を見通し事業を実施、目標達成時には小集団療育が適切としてことばの教室へ移行(11名)終了2名。	19
③	保育所等訪問支援事業の実施	半年を1クールとし実施。(4月～9月・10月～3月)一人につき月1～2回程度対象児童は、1クール 10名とし行う。	集団生活に適用できるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	・91日実施 ・延べ児童数91人 (一人月2回程度実施)	18	・64日実施 ・延べ児童数64名 (一人月2回程度実施)	通所児が集団生活をする保育園や幼稚園での安定した生活を促す為実施。園職員と共に児の成長を確認し半期ごとに対象児を決定。職員間の連携や支援方法は、時間内にクラス担当者や支援担当者とのコミュニケーションをとる、文書で報告書を作成し情報共有する等。これにより、園側と保護者の支援状況が共通に理解されたと認識。園側の要請や必要に応じ話す時間を設けた。別日に園訪問を行って報告を行う場合は実施回数に換算していない(17回実施)。緊急事態宣言下及び岐阜県独自の非常事態宣言下では事業は市との協議のうでで中断した。その間個別療育に参加し、子どもの評価を担当とともにに行い、集団での適応方法について検討を重ねた。事業の再開は市の指導のもと行い、訪問再開の際は体調管理を行うと共に当日の検温・手指消毒等感染症対策を徹底し、その一環としてテラスでの対応と聞き取りを中心に事業を実施した。	18
④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成(療育内容の検討)	年に2回(4月、10月)、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする。	子どもひとりひとりにあわせた計画の作成、検討を行う。	・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)作成 ・個別支援計画書作成(年2回) ・ケース会議実施(月1回、適宜)	17	・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)作成 ・個別支援計画書作成(年2回) ・ケース会議実施(月1回、適宜)	保護者ニーズを確認し、児のアセスメントを行い個別支援計画に反映。 発達段階の共通理解を図り、できることから取り組めるように長期・短期の目標を設定、よりわかりやすい言葉で保護者に説明。出来る・出来ないで判断するのではなく、関わる大人がどんな支援を行うことが成長に繋がるかを伝え、療育で取り組む指針としている。計画作成により取組の方向性が確認でき、保護者も支援の具体的な方法を知り、家庭で実行することで成長に繋がっている。 ケース会議により職員間でケース分析と把握、共通理解を図り、個別支援に繋がれた。 個別支援計画を療育に反映しやすくなるための様式を検討。	17
⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を用い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。	作業療法士の配置日数 週5日以上。	・177日実施 延べ児童数471人	19	・167日実施 延べ人数434人	作業療法士による個別訓練(身体・手先の使い方についての指導)を一人に対し基本月1回実施。個々に特別支援計画書を作成し、保護者同意のもと実施。未就園児についてもG療育に入るのではなく、個別で訓練を実施(必要性に応じ親子療育にも参加)し、一人一人に丁寧な評価指導を実施。それらの情報を、特別支援計画やケース検討会・日々の連絡を通じ指導員に伝えて指導の方向性を共通理解しきめ細かい支援を実施。 コロナの為実施日数は減少。緊急事態宣言中は電話対応を実施(人数を療育として計上)。使用したものは指導終了後速やかに消毒を実施。	19
⑥	ことばの指導	指導員による指導。	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の指導を行う。	・190日実施 延べ児童数501人	19	・175日実施 延べ人数449人	専門職を配置し、個別性を重視し個別指導実施。個々に特別支援計画を作成し保護者同意のもと実施。ことばの面から児をとらえ、コミュニケーション、理解力、表現力の向上を目指し支援を実施。言葉の発達に困り感を持つ保護者が多く、ニーズは高い。個に応じた検査を実施、結果を職員と共有し質の高い療育を提供。特別支援計画やケース検討会・日々の連絡を通じ指導員に伝え、指導の方向性を共通理解し、きめ細かい支援に繋がれた。 コロナの為4/9から5/24までの事業休止、実施日数減少。感染対策の為使用したものは指導終了後速やかに消毒実施。休止中に保護者から要望された際は、STの指導の一環として摂食指導実施。感染対策として使い捨て手袋とフェイスシールドを着用、着衣を消毒し、口腔内の構造・口腔機能の評価・食べる様子の確認と保護者へのアドバイスを実施。	19
⑦	摂食指導の実施	双葉保育園で調理された給食を提供 各グループ週2回利用。(1回は対職員、1回は保護者と)	給食は1日15食を限度として、市があらかじめ定めた保育所で調理したものを提供。給食の配送は指定管理者が行う。	・延べ給食数940食 ・給食日数162日 ・1日平均給食利用数食5.8食	18	・弁当での摂食指導の実施 ・延べ実施人数35人 ・日数 22日	食の幅の広がりや意欲、気持ちの面、姿勢の保持や操作等、発達全体に繋がる視点を持って指導。コロナの為11月まで未実施。弁当を持参し12月再開。グループを避け一人ずつ実施、職員はフェイスシールド、エプロンを着用し、保護者の関りを中心に実施。冷蔵庫や電子レンジによる加熱等衛生面に配慮。摂食指導への要望は高く制限下での実施に保護者は協力的で、食への向き合い方を含め困り感に寄り添い実施。	18
⑧	指導員と利用者等との個別懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示をしながら、今後の支援について保護者と話をする。	子どもひとりにつき年3回以上実施。子育て不安軽減や環境を整えるため、保護者が抱える悩み、児童の状況把握を行い、心理的な側面からの支援や具体的なアドバイスを提供する。	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	18	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。 ・療育の実施毎に話をする	家族支援を視野に入れて実施。個別懇談は随時、親子療育・個別療育は時間を設けて実施、個人的な相談にも対応。G懇談では、家庭の様子を聞くことで保護者同士理解を図ることができた。様々な思いを聞き適切な支援に繋がれた。アンケートにより保護者の思いや要望等を把握する機会を設け、サービス向上に努めている。 コロナの為、懇談の時間や場所も限られた為、ノートや電話での応対も実施。	18

⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家に年度当初に家庭訪問を実施、状況を把握。個別療育終了時にフィードバックを含む保護者支援の時間を設ける。 必要に応じ訪問支援実施。	計画的な訪問支援(家庭、保育園、幼稚園、保健センター)を実施する。	・家庭訪問実施 6月 ・保育園・幼稚園訪問 6月、9月	17	・家庭訪問は実施せず ・保育園・幼稚園訪問10月～12月	非常事態宣言中も電話連絡を実施、家庭での過ごし方を聞き取り、必要に応じ支援。コロナの影響を鑑み家庭訪問未実施だが家庭、園の様子を確認。関係機関と連携し園生活が初めての児に園訪問を実施、療育にも反映させ保護者への具体的な支援を提供。幼稚園の先生の訪問は夏休みに実施、情報共有し、支援方法を共通理解した。必要に応じ園での様子を伺い療育に反映。	17
⑩	保護者を対象とした研修会の実施	保護者が療育や障害に関してより理解を深めるために、研修会を実施する。	年2回以上実施する。	・年中年長児勉強会(就学関連)年2回 (7/3、2/4) ・歯科衛生士による指導・勉強会年2回 (6/28、7/14) ・言語聴覚士による相談 年3回(6/15、9/7、2/16) ・音楽療法士による音楽療法と相談(6/27、7/10、8/13、9/12、11/20) ・就園交流会 年1回(9/20) ・保護者勉強会 年1回以上(大湫病院/関医師12/1)(水野有1/11)	19	・年中年長児勉強会(就学関連)年2回 (6/29、2/15) ・臨床心理士による勉強会・相談会 (11/26、1/28) ・義肢装具士による子どもの靴と健康に関する相談会(10/22、11/12) ・就園交流会 年1回(9/4) ・保護者勉強会 年1回以上(大湫病院/関医師12/13) 合同子育て講演会【中止】	保護者コースとして専門的な支援や就学に関する勉強会、子育てに関する講演会等を計画的に実施、より深い理解や対応知識、就学への不安解消等に対応し、前向き子育てに取り組む環境づくりを積極的かつ継続的に実施。保護者意見を取り入れ、事前検討会を増やし、事前アンケート等により内容を精査。 コロナに伴う制限の中で、必要な時期に必要な情報を得てもらうため、感染対策を講じつつ、参加者を限定し実施。歯科衛生士による指導と音楽療法はリスクが高い為避け、代わりに要望のあった専門職による個別相談を実施。専門家に相談することで支援者の視野が広がり、解決の糸口を提案。 就学勉強会の中止、就園交流会の子ども支援課の参加見合わせの為、就園交流会は先輩保護者からの話のみとし、個別で情報提供する等対応。	19
2 相談・検診・育成支援について								
①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業である1歳半健診、ワンバク教室への参加。	ワンバク教室1(月1回)	・ワンバク教室(1) 月1回参加	17	・ワンバク教室(1) 月1回参加	わんぱく教室(フォローアップ教室)では、関係機関との情報共有、職員として参加する意味や役割を保健センターとカンファレンスを重ねる等、各関係機関と連携し保護者を支援。子育て支援・発達支援の両視点からの参加親子への関わりが発達支援センターの必要性の見極めにも繋がった。 職員の参加が保護者への面識となり、新規利用者の不安軽減となった。 非常事態宣言中は事業を中止、カンファレンスのみ参加し情報共有や事業運営の提案を実施。7月再開、月1回参加。	17
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発達状況を把握すること。	1人年1回以上実施する。	・指導員によるKIDS検査、個別療育の中で保護者からの聞き取りによる検査を実施。 ・言語療法士によるLCスケール検査	18	・指導員によるKIDS検査、個別療育の中で保護者からの聞き取りによる検査を実施。 ・言語療法士によるLCスケール検査	KIDS検査(KIDS検査:発達段階を簡易に検査する。質問の項目に○×をつけ、○の数で計算する)は、保護者と共に児の姿が把握でき、支援目標の目安となるため、個別支援計画の作成に役立てている。 言語聴覚士により、LCスケール、S-S法、構音検査(模倣・カート呼称・単音節による検査)専門的な検査を実施。作業療法士により、JMAP(感覚運動検査)・フリスティック視知覚機能検査、臨床観察を必要性のある児に実施。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接相談及び見学の受け入れ 保健センターの乳幼児健診での発達及び療育相談	面接、相談を受けた親子に対してのフォローを行う。	年間延べ23件実施 健診等で、療育が必要だと判断された児の面接、相談を行う。	18	年間延べ16件実施 健診等で、療育が必要だと判断された児の面接、相談を行う。	療育利用の面接・相談を実施。市発達支援会議で療育先を決定できない際の面談を実施。保護者が不安を抱える中通園に繋がるよう聞き取りを重要視し、保護者の不安な気持ちを受け止め、困り感やニーズを把握し、丁寧に説明。見極めの面談を7件実施。	18
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の専門家を招いて療育を行い、指導員及び利用者に対してより専門的な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施すること。	・療育研究会(園内研)年2回実施 6/17、保母教諭(特別支援学校) 10/29関医師(大湫病院)	17	・療育研究会(園内研)年2回実施 ・7/8【台風のため中止】保母教諭(特別支援学校) ・10/27関医師(大湫病院)	適切な療育や支援の方法を学び、充実した療育の提供を目的として実施。外部講師の助言は、療育の検証に繋がり、専門的な知識を得る機会となっている。実施前にプロフィール・アセスメント・個別支援計画・指導案の作成と園内検証を重ね、主体的に参加。台風により中止した保母教諭の園内研は結果の検証に替えて、指導案について療育を通し報告を受けた。保護者に対し8/3に教諭を招いての相談機会を設置。10月の園内研では感染対策の上、他機関関係者からも参加いただき丁寧に検証し、就園先の検討にも役立てた。	17
⑤	保護者に対する研修会の実施			講演会(2回) 12/1 保護者向け講演会大湫病院関医師34名 1/11 子育て講演会(水野有友先生) 参加者33名	18	・講演会(2回) ・12/13保護者向け講演会大湫病院関医師 19名 ・1月子育て講演会【中止】	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含む関係者対象の講演会を実施。連携と学びの機会を設け子育てや発達支援への理解を促進。 保護者に寄り添い発達への理解・成長の見通し等を保護者と職員学ぶ機会としている。 講演会参加者は減少したが、受診に繋がる家族も多い。保護者コースや児の状況を講師と相談して実施。 実施に際し、コロナ対策として、福祉センターにて定員を設けて実施。実施に当たり託児も対応した。講師の了解のもと講演内容を録音CD化し希望者に貸出。 コロナの為、子育て講演会を中止。	18

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目		具体的な取組み	目標	令和元年度の実施状況	令和元年度 の評価 (20段階評価)	令和2年度の実施状況	令和2年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和2年度 の評価 (20段階)
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診。	ニーズに応じた訓練や相談を提供する	・歯科衛生士による指導・勉強会 年2回(6/28、7/14) ・言語聴覚士による相談 年3回(6/15、9/7、2/16) ・音楽療法士による音楽療法と相談(6/27、7/10、8/13、9/12、11/20) 募金配分金事業(1/8、23、31)	17	臨床心理士による勉強会・相談会(11/26、1/28) ・義肢装具士による子どもの靴と健康に関する相談会(10/22、11/12) ・就園交流会 年1回(9/4)	専門家の相談や指導は、職員にとってもスキルアップの機会であり療育の充実に繋げている。 2年度は、コロナ対策として個別の相談会を増やし、対象のグループの児の必要な情報を盛り込んだ勉強会に参加希望者を少人数に分け実施。子育てに関する悩みを療育の中で耳にすることが多い為臨床心理士を療育相談の講師として依頼。全般的な勉強会の後に個別相談を設け多数の希望者があり、事後アンケートも好評だった。音楽療法はコロナの為中止。	18
②	療育サポート	一時預かりによるサポートを実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	年間105人実施 緊急的なサポートとして実施。	19	年間60人実施 緊急的なサポートとして実施。	保護者や、きょうだいの都合で療育が途切れないことを目的としている。 兄弟児の送迎時の利用がなくなり減少。しかし、感染対策として狭い待合室の利用人数に制限しており兄弟児の接触を減らすために、利用する保護者は増加。	19
③	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等で緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	旭ヶ丘児童センター 毎月1回	16	旭ヶ丘児童センター 毎月1回【中止】【参加見合わせ】	子育てに緩やかな配慮や支援をもとめている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。 2年度はコロナの影響で前期は事業中止、後期は外部接触者を減らすため参加を見合わせたが、児の様子を確認や必要に応じ電話相談で対応。	(16)
④	地域との連携	地域住民の方も巻き込んだお祭りを実施。	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民も参加できる機会を設ける。	発達支援センターなかよしふれあいまつり11/16 療育ボランティア(託児)	18	発達支援センターなかよしふれあいまつり11/21【中止】 療育ボランティア(託児)【見合せ】	地域の方々に施設を知ってもらうため、参加しやすい「お祭り」を実施が、2年度はコロナの為中止。 ボランティアもコロナの影響を鑑み見合わせ。兄弟児も療育の中で過ごしていただき、育児環境へのアドバイスを実施。	(18)
⑤	関係機関との連携	関係機関との会議や研究会・研修会に参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。	多治見市発達支援委員会1回/月 多治見市就学支援委員会 教育委員会との保育園幼稚園巡回訪問(6・7月) 通級指導教室(7/26・8/24・11/27・3/14) (8月は研修会講師として派遣) 多治見市保育研究会支援児部会 (夏は研修会講師として派遣) 子育て相談会(5/23,7/25) 子育てネットワーク会議 副園長会に講師として派遣	18	多治見市発達支援委員会1回/月 多治見市就学支援委員会 教育委員会との保育園幼稚園巡回訪問(6・7月) 通級指導教室(4/13・8/24・3/15・3/15) (8月は研修会講師として派遣) 多治見市保育研究会支援児部会 (夏に研修会講師として派遣) 【5月・1月は中止】 子育て相談会(9/28) 子育てネットワーク会議 医療的ケア児の有識者会議(12/25)	市の支援児に関わる会議・研修会・研究会に参加。 療育の支援体制・就園・就学・就学後に途切れない支援を行う為、職員を派遣し、関係機関との情報交換を実施。要請のあった研修会に専門性を活かし講師として派遣。 コロナの為中止された会議もあるが、少人数で、体調に注意し、感染対策を十分に行い参加。	18
⑥	専門職員の派遣事業	保育園・幼稚園へ作業療法士・言語聴覚士を派遣して相談を行う	常勤で配置されている専門職員を活用した地域との連携			公立幼稚園・保育園に1回ずつ訪問	現場で専門職に対し相談を受ける等地域でのニーズがあり計画、新規事業として実施。子ども支援課と実施方法等検討し園長会を通じて周知し、なかよし・ひまわりの専門職会議で、実施方法や相談・派遣の流れを共有、相談内容と支援について具体的対応等確認し、地域分担した。 2年度の相談は2件。園と直接日程を決め訪問しアドバイスした。園に対しその場で報告書を作成。	18